

AEO 制度とは

国際貿易の安全確保と円滑化の両立を図るために、貨物のセキュリティ管理と法令遵守（コンプライアンス）の体制が整備された事業者に対し、税関が承認・認定するもので、認定・承認された事業者には税関手続の緩和・簡素化策が提供されます。

私どもは、平成22年12月3日に特定保税承認者として、平成24年10月15日に認定通関業者として横浜税関より承認・認定を受けました。

私どもは、AEO事業者として認定された責任を重く受け止め、国際物流におけるセキュリティ管理およびコンプライアンス体制のさらなる強化に努めてまいります。今後とも、安全・安心・効率的な物流サービスの提供を通じて、お客様の信頼にお応えしてまいります。

<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kaizen.htm>

